

岩農第354号
令和6年12月16日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岩泉町長 中居健一

市町村名 (市町村コード)	岩泉町 (03483)
地域名 (地域内農業集落名)	安家 (坂本、折壁、大平、松ヶ沢、元村、川口、年々、高須賀、江川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

畜産農業者による農地利用が行われている一方、後継者の不在や農業者の高齢化により担い手が減少し個々の農地の維持管理が厳しくなっている。新たな農地の受け手を確保し遊休農地化を防ぐ必要がある。また、鳥獣被害対策を講じていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

林間地での畑わさび生産を拡大していくとともに、畜産農業者の多い地域であることから、飼料作物の生産量を確保していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	218 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	集計中 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手や農地所有者の意向を隨時確認し、農地中間管理事業を活用して集積・集団化を図っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

担い手への農地の集積・集団化に向けて、担い手の農作業に支障がない範囲で地域内の農業を担う者により農地利用を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

国や町の支援事業等を活用し、新たな担い手の確保・育成を図っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

① 農作物への被害を防ぐため、町や県の事業を活用しながら鳥獣被害対策に取り組む。

⑦ 耕作条件の不利な農地については、中山間等直接支払の交付金制度による活動を中心営農継続を図り、地域ぐるみで生産基盤の保全と環境整備に取り組む。